

議事要旨(3) 2015年12月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

冒頭、小賀坂副委員長より、2015年12月開催のASAF会議への対応について、審議資料に基づき説明がなされた。続いて、関口常勤委員及び阿部専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

IASB 公開草案「IFRS 実務記述書－財務諸表への重要性の適用」(本公開草案)

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案に関して事務局が提示した「ASAF 会議における発言(案)」では、実務記述書の形式ではなく教育文書の形式で公表することが提案されている。この点についての対応は、本公開草案の内容を更に検討してから決めることが適切ではないか。
 - 上記の点を除き、「ASAF 会議における発言(案)」は適切であると考えている。

ある委員より、次のコメントがあった。

- IASB が過去に実務記述書の形式で公表した「経営者による説明」には、経営者による説明の表示に関する要求事項に相当する内容が含まれていた。これに対し、本公開草案では重要性の適用のあり方に関する教育的な内容が記述されているから、教育文書の形式が適切であると考ええる。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 本公開草案の内容だけであれば実務記述書は不十分であると感じる。「ASAF 会議における発言(案)」において教育文書の形式が適切であるとしているのも、本公開草案の内容が教育文書にふさわしいという趣旨と理解した。教育文書の形式で公表することを提案する場合、記述されている内容と形式が適合していない点にも言及してはどうか。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 「ASAF 会議における発言(案)」において、教育文書の形式がより適切とした理由は、ご指摘のように、本公開草案の内容が教育的な内容であり、過去の実務記述書と性質が異なることを考慮したものである。
- 一方、本公開草案の内容をさらに検討してから判断することが適切とのご指摘も踏まえ、この点については今回のASAF会議において発言を控えることを検討したい。

持分法会計

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 「ASAF 会議における発言 (案)」では、今回の EFRAG の提案の方向性を概ね支持するとされているが、むしろ支持しないことが適切ではないか。持分法の廃止や短期的に限定的な対応を図ることを支持しない点ではわが国の立場と共通しているかもしれないが、EFRAG の提案では議論がかえって拡散することを懸念する。
- EFRAG が提案している「強固な相互関係」は、双方向の関係を考慮する点で、一方向の関係である「支配」や「重要な影響力」とは異なる。結果的に持分法の適用範囲を意図しない方向に変化させてしまうことも懸念する。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 今回の EFRAG の提案に沿って議論を進めた場合に、持分比率が持分法を適用する範囲を画する要素として捉えられなくなると、いわゆる政策目的保有投資の会計処理にも影響が及ぶ可能性があることを懸念する。この議論には慎重に対応することが必要である。

ある委員より、次のコメントがあった。

- EFRAG の提案は、従来、持分法の適用範囲を考えるに当たって基礎とされていた「投資先による意思決定に影響力を行使する能力」について新たな考え方を適用しようというものと理解した。新たな考え方を検討すること自体は否定しないが、単一方向でなく「相互の関係」を導入することの必要性が必ずしも明確でない。ASAF 会議では、その点をよく議論していただきたい。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 持分法の議論が決着するには、持分法を一行連結として捉えるのか測定基礎の一部として捉えるのかについて共通の認識を得ることが重要である。EFRAG の提案には不明な点も多いが、持分法について短期的に限定的な修正を行うのではなく、中長期的に包括的な検討を行っていかうとすることは支持し得る。
- いただいたご意見を踏まえ、ASAF 会議における対応を検討していきたい。

以 上